

～災害時のたすけあい～

淀橋区自主防災会
会長 白井 陽一

地域の方々のたすけあい【共助】が重要です。

いざという時に頼れる身内がいなかったり、災害が起きたとき、一人で移動することが困難な方がいらっしやいませんか？

『要配慮者』について

要配慮者とは、高齢者、障がい者、乳幼児等、災害時において特に配慮を要する人。

『避難行動要支援者』について

(避難行動要支援者)とは、要配慮者のうち、災害などが発生した場合や発生の恐れがある場合に、自ら避難することが困難な者であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方のことを言います。

『要支援者』台帳に登録をすすめては？

要支援者台帳に登録することで、地域にどのような避難行動要支援者が住んでいてどのような手助けが必要なのかを地域で把握することができます。この台帳を基にして、地域の皆さんと一緒に支援する人や、支援の方法などを、事前に決めておく個別支援プランを作成します。

登録を希望する方は、個人情報利用または提供について同意をお願いします。

この支援体制を築いていくには、ご近所とのおつきあいが大変重要です。自分もやがては、地域の手助けを必要とするかもしれません。

避難行動要支援者への支援活動の流れ

①台帳登録の勧め・手助け

町内会長・班長様が要配慮者のうち災害時に手助けが必要と思われる方に、担当民生委員と相談の上、要支援者台帳への登録を勧めます。台帳登録の希望があれば申請書の記入と提出の手助けを行います。

②申請書の提出

市役所(福祉企画課)に申請書を提出します。

③台帳登録

市が要支援者台帳に登録し、要支援者リストを作成します。台帳は市が保管します。

④要支援者リストの共有

個人情報の提供、利用について同意された対象者について、自主防災会長、民生委員・児童委員、町内会長、班長と、要支援者リストを共有します。ただし、個人情報の利用、提供についての同意の無い方の要支援者リスト、個別支援プランは作成しません。

⑤個別支援プランの作成

自主防災会長、民生委員・児童委員は、要支援者リストに掲載された方の個別支援プランを作成します。

⑥要支援者への支援活動

自主防災会、民生委員・児童委員、町内会長、班長は、要支援者リストに掲載された方に対し、日ごろのおつきあいを通して見守り、災害時は避難行動などの手助けを行います。